

賃上げ、一時金要求・妥結状況調査

(1) 根拠法令 労働関係調整法第3条

(2) 調査目的

春季賃上げ、夏季及び年末一時金の要求・妥結状況を業種別、時期別に集計し、集計結果を逐次速報することなどにより、県内労使関係者に対して、賃金交渉や今後の賃金水準の検討についての参考資料を提供する。

(3) 調査内容及び方法等

調査対象 … 県内民間労働組合 500 労組

なお、集計結果を時系列で把握するため、原則として前年調査と同じ労働組合を調査対象とする。

調査項目 … 賃上げ要求の有無、平均賃金、平均年齢、組合員数、要求日、平均要求額、妥結日、平均妥結額、年間臨給方式（一時金のみ）

調査方法 … 調査票による自計郵送、電話による聴き取り等による。

(4) 調査集計日

区 分		平成 30 年	
		基準日（集計日）	公表日
春季賃上げ	第1報	3月 27日（火）	4月 3日（火）
	第2報	5月 15日（火）	5月 22日（火）
	最終報	6月 29日（金）	7月 10日（火）
夏季一時金	第1報	6月 12日（火）	6月 19日（火）
	第2報	7月 17日（火）	7月 24日（火）
	最終報	7月 31日（火）	8月 9日（木）
年末一時金	第1報	11月 13日（火）	11月 20日（火）
	第2報	12月 11日（火）	12月 18日（火）
	最終報	12月 25日（火）	平成31年1月10日（木）